



弁護士 向井 蘭
杜若経営法律事務所

Vol.85

★残業命令を拒否した場合、解雇することができるか

1 残業命令を拒否した場合、解雇することができるか

日本でも増えてきておりますが、中国でも残業を拒否する従業員は(結構)おります。懲戒処分などをできないものか考えたことがある方もいらっしゃるかもしれません。今回は、中国でも珍しい残業命令拒否を理由にした解雇裁判の裁判例をご紹介します。

2 事案

2013年10月9日、趙は河北省のあるハイテク企業に運転手として入社しました。労働契約内容は以下の通りでした。

- ・一日の所定労働時間は8時間、平均毎週40時間を超えないものとする
- ・残業は会社の関連制度と要求に従って残業申告審査手続きを行い、会社は従業員に残業を命令する。
- ・従業員は会社の各規則制度に違反した場合、会社は本部門の「就業規則」及び「各規則制度」に基づいて懲戒処分或いは労働契約の解除をすることができる。

2017年4月11日、会社はイタリア、ドイツなどの外国人の10人余りに高級車を用いて接待する必要があるため、会社は運転手や車の分配表を決めて、高級車の担当者の一人は趙乾坤であることを示しました。当日午前中に同社のチーム隊長姚某は運転手の朱某を手配して趙乾

坤に洗車受付任務の準備を通知し、朱氏は昼12時頃に会社のレストランで趙乾坤に通知し、趙乾坤は当日午後に車両の洗浄を完了しました。17時20分頃、隊長の姚が趙乾坤の車を手配して外賓を接待しようとした時、趙乾坤は用事があることを理由に残業を拒否しました。主管行政課長の孫が説得しても、趙乾坤は具体的な理由を説明せず、残業を拒否しました。他に運転手がいなかったため、隊長の姚が自ら車を運転して何とか任務を完了しました。

2017年4月17日、会社は趙乾坤が会社の規則制度に違反し、会社の合理的な仕事の手配に従うことを拒否し、説得しても従わず、会社に悪影響を与えたことを理由に、趙乾坤に対して解雇を行いました。趙乾坤は、自分はこれまで何ら問題なく仕事をしてきており、当日は本人の妻の薬物流産のため、大出血の可能性があり、本人が家に帰って面倒を見る必要がありましたが、プライバシーに関わる内容だと思い、上司に理由を説明することができず、そのまま残業を拒否しただけであると主張しました。

趙乾坤は会社の解雇理由に同意せず、労働仲裁を申請し、違法労働契約の経済補償金として60764元を支払うことを要求しましたが、労働仲裁委員会は支持をしませんでした。趙乾坤はこの裁決に不服で、裁判所に提訴しました。

3 判断

一審・二審・再審判決：会社の任務が緊急である場合、会社が残業命令を出すことは法律及び労働契約内容に符合し、解雇は適法である。趙乾坤は上司に合理的な理由を説明せず、上級指導者の説得にも関わらず残業を拒否し、会社の管理秩序に悪影響を与え、会社の規則制度に深刻に違反する行為である。会社は契約を解除して経済補償金を支払わないことができる。趙乾坤は会社が理由なく辞退を事実と一致しないことを主張し、被告に違法労働契約解除の賠償金 60764 元の支払いを要求したことに対して、裁判所は支持しませんでした。

事件番号：(2018)冀民申 4351 号(当事者系仮名)

4 検討

关于贯彻执行《中华人民共和国劳动法》若干问题的意见（劳部发〔1995〕309号）第71条、労働法第42条、劳动部贯彻〈国务院关于职工工作时间的规定〉的实施办法に関する規定から、会社は労働時間の延長をするために労働組合と従業員と協議しなければならないところ、例外的に以下の場合、協議せずに直接延長を決定することができるものと定めています。

(1) 自然災害、事故、あるいはその他の原因で、人民の健康安全と国家財産が深刻に脅かされ、緊急処理が必要なもの。

(2) 生産設備、交通輸送路線、公共施設に故障が発生し、生産と公衆の利益に影響を与え、適時に修理しなければならない場合

(3) 法定祝日又は公休休日の操業停止期間を利用して設備点検・保守を行わなければならない場合

(4) 国防緊急任務を達成するため、又は上級機関が国家計画外に手配したその他の緊急任務を達成するため、及び商業供給販売企業が最盛期に買収、輸送、農業副産物の緊急任務を達成するために必要な場合

本件では、会社はイタリア、ドイツなどの外国人客を接待する必要があると主張していましたが、これが上記(1)～(4)に該当するかと言うと該当しないと思われます。ただ、これは大分古い法律や通達であり、現在に合わなくなっているように思われます。そのため、敢えてこれらの法律や通達に従わなかったのかもしれない。

日系企業では残業拒否を理由に解雇することは無いと思いますが、あまりにも目に余る場合は、事前に従業員や労働組合と協議し、それでも拒否する場合は、懲戒処分も十分に検討に値すると思われる。

お気軽にご相談下さい

日本：杜若経営法律事務所

(9:00～17:00)

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲諮詢有限公司

(弁護士向井宛)

TEL+86+(21)64078585(内線 320)

E-mail mukai@myts-cn.com